学校における感染症に係わる登校に関する意見書

大阪府立大手前高等学校定時制の課程 年 組 名前

下記の疾患に罹患したため、学校保健安全法施行規則第 18・19 条にもとづき、月 日より療養を指示していましたが、感染の恐れが極めて少なくなったので、月 日以降の登校が可能であると判断しました。						
第1種感染症)[治癒	するまで	<u>.</u>		
第2種感染症	ロインフルエンザ(A型・B型の □百日咳 □流行性耳下腺炎 □水痘 □結核	型)	植膜炎			
第3種その 口①Aま 口②アラ 口③感染	口流行性角結膜炎 口腸管出血性大腸菌感染症 口細菌性赤痢 口パラチフス の他の感染症[①~④は代表例で 洋溶血性連鎖球菌咽頭炎(溶連菌 デノウイルス感染症 性胃腸炎(ノロウイルス、ロタウ 性間腸炎(ノロウイルス、ロタウ 性間傷炎(ショウイルス、ロタウム	が感染症) ウイルス、アデノウ] ウイルス			ග)
断できず、現 血液・ 原因で	確定には至っていませんが、下記時点での登校は不適切であると認 粘液を含む便 「明の発しん 脱水などの全身症状と持続する原因 「な咳	判断します。 この 24 時間以内に よだれを伴う口内痛	複数回の		<u>なし」</u>	<u>と判</u>
口その他の意見	∄:					
			平成	年	月	月

医療機関名:

(住所、電話番号)

診断医師(診察した医師に限る):